

生徒心得

この「心得」は、生徒が的確な判断と行動に心掛け、安全にかつ本校生徒としての自覚と誇りをもって学校生活を送ることを目的に定める。

I 最も大切な心得

- 1 命を大切にする。 2 人権を尊重する。
- 3 品位を保つ。 4 時間を守る。

II 登校・下校について

- 1 通学に当たっては、安全に留意し、交通ルール・マナーを遵守すること。
必要に応じて自転車通学を認める。バイク通学について原則は認めない。ただし、特別な事情により保護者から申し出があった場合はその都度検討し、審議する。
- 2 諸活動等に伴う下校の時間については、別に定める。

III 服装・頭髪・持ち物について

- 1 制服及び体育着、上履きは、学校指定のものを着用すること。(詳しくは「服装について」参照)

- 2 頭髪のパーマ、加工、脱色、染髪等は禁止する。前髪は目が隠れない長さとする。長い髪は華美ではないピン留めやゴムを使用し、肩に髪がかからないようになることが望ましい。清潔で学習や運動の邪魔にならない髪型を心がけること。
- 3 ピアス、ネックレス等の装飾品及び化粧、カラーコンタクト等は認めない。
- 4 冬季は防寒として膝掛けを許可する。ただし、華美にならない物を持参し、教室以外での使用を原則禁止する。
- 5 通学用カバンについては前期生のみ学校指定のものとする。後期生についても、装飾性の高いカバン、華美な装飾は禁止する。ただし、キーホルダーを左右に1つずつカバンにつけることを認める。
- 6 学習に必要のないもの（携帯電話・ゲーム・不必要的金銭等）は持てこない。

V 校内生活について

- 1 明るいあいさつを励行し、人との交流に努めること。
- 2 諸活動（生徒会活動、部活動等）に積極的に取り組むこと。

- 3 登校後は校地外に出ない。必要があって外出する場合は、担任に外出届けを提出し、許可を得ること。
- 4 整理・整頓に努め、学習環境を整備すること。
- 5 他学年の教室・フロア（階）には、特別な用事が無ければ行かないこと。

V 校外生活について

- 1 校外生活においても、本校生徒としての自覚と誇りをもって行動すること。
- 2 アルバイトは、学業に専念する観点から、原則として認めない。ただし、経済的理由など特別な事情により保護者から申し出があった場合はその都度検討し、審議する。
- 3 事故に遭ったとき及び事故を起こしたときは、直ちに学校に報告すること。

VI 届け出事項等について

- 1 諸届け・手続きについては、別に定める。

VII その他

- 1 選挙運動及び政治的活動については、関係する法律を遵守する（校内での政治活動制限も含まれる）とともに本校生徒としての自覚

を持って行うこと。

2 図書館利用心得、ストーブ使用規程及びその他の必要な規程については、別に定める。

服装について

- 1 本校指定の制服を正しく着用すること。
- 2 登下校時は制服を着用すること。
- 3 正装は、次のとおりとする。(正装を着用するのは、終始業式、式典、他指示された行事)
本校指定のブレザー、スラックスかスカート、青系ワイシャツかブラウス、ネクタイかリボン、黒の靴下（くるぶしが隠れる長さ）を着用する。
スカートにはハイソックス（ふくらはぎを覆う長さのもの）を着用する。ブレザーには校章を付けること。
- 4 略装として、市販の白系または青系のワイシャツやブラウスを着用してもよい。ただし、ボタンダウンのシャツは禁止とする。
- 5 スカートは膝立ちをした際にその裾が床につく長さとする。
- 6 ソックスは、無地の黒または白、紺でくるぶしが隠れるものとする。ワンポイント（ラインを含む）を可とする。
- 7 スラックスのベルトは黒とする。
- 8 暑いときは、本校指定のブレザー、ネクタイ、リボン、校章を着用しなくてもよい。ワイシャツ、ブラウスは気温や体調に応じて長さを調節

する。半袖ワイシャツについては開襟でないものも認める。

9 寒いときは、本校推奨のベスト・セーター（グレーでVネック）又はそれに準じた市販のものの着用を認める。市販のものを着用する場合は必ずブレザーも着用すること。なおベスト・セーターを着る際は袖・裾から出ないようにすること。また、ストッキングは黒またはベージュとする。